

香川県漁業士の認定

平成 31 年 3 月

1 香川県漁業士認定の趣旨

優れた漁業青年の養成、中核的漁業者の選出を行い、適格者として認められる者を香川県青年漁業士、香川県指導漁業士（以下、指導漁業士、青年漁業士）として認定し、地域漁村のリーダーとしての役割を助長し、活力ある漁村社会の形成を推進させる（香川県漁業士認定要綱（以下、認定要綱）第 1）。

本日現在、青年漁業士は 19 名、指導漁業士は 102 名（うち女性 16 名）となっている。

2 認定候補の選考審査

香川県漁業士について、県内の漁業協同組合及び関係市町へ候補者の選出を依頼したところ、指導漁業士 3 名の候補者について、認定要綱第 5 に基づく認定証交付申請書、身上調書及び推薦書の提出があった。

この 3 名の候補者の選考審査について、認定要綱第 6 の規定に基づき、香川県水産審議会に対し、知事から諮問があった。

3 認定及び認定証の授与

本日の選考審査結果を 3 月 18 日（月）に開催される香川県水産審議会へ報告し、審議会において承認が得られれば、指導漁業士として認定し、認定証を交付する。認定証交付式は、4 月 9 日（火）を予定している。